

ドイツにおける留学生政策及び高度人材受入れ政策と日本への示唆
International Student Policy and High Skilled Migration Policy in Germany: their
Implications to Japan

佐藤由利子 (東京工業大学)
Yuriko SATO (Tokyo Institute of Technology)

キーワード：留学生，STEM 分野，技術移民

1. ドイツにおける留学生の受入れ状況と留学生政策の概要

ドイツの高等教育機関で学ぶ外国人留学生は、2014年に30万人を突破し、米国、英国に次いで世界第3位となった（日本の留学生数は14万人で世界第8位）（OECD, 2014）。Bildungsauslaender と呼ばれる留学ビザを取得してドイツの高等教育機関に入学した外国人学生は過去5年間に21%増加し、2014年に218,848人に上り、その42.9%がSTEM分野専攻である（日本では同年の留学生中の理学専攻者1.3%、工学専攻者12.8%）。

2. ドイツの高度人材受入れ政策

ドイツでは2012年に、人口減少と技能人材不足への対応についての国民的な議論を経て、EUブルーカード制が導入された。EUブルーカードは、大学を卒業しドイツで雇用され一定の年収があるEU域外出身者に4年間発行され、科学、数学、工学、IT専門家、医者などの人材不足分野では年収要件は低く設定されている。カード保有者はドイツで33ヶ月間就労すれば永住権を取得でき、ドイツ語検定B1（中級）合格者はこの期間が短縮される。さらに年収要件を満たさない者でも、ドイツで就労し自立した生計を営み、十分なドイツ語能力を有する場合には5年間の就労で永住権が与えられる。移民・難民庁（BAMF）のNeske博士によると、EUブルーカードの90%はドイツで発行されている。

2013年施行の新雇用条例ではEU域外出身者の雇用規定がさらに緩和され、人材不足分野では職業訓練修了者の雇用が可能になり、学位保有者には労働市場テストが撤廃された。また、外国人労働者の家族は、ドイツの労働市場に制限なくアクセスできることとなった。留学生に関しては、2005年施行の移民法により卒業後12ヶ月間の求職ビザが発行されることとなり、2012年には求職ビザ期間が18ヶ月に延長され、2年間の就労で永住権が与えられることとなった。OECD（2013）は、ドイツはOECD諸国の中で高度人材の受入れに当たっての制約が最も少ない国と分析している。

3. ドイツと日本の専門職・技術人材に占める留学生の割合

Hanganu & Hess (2014)は、2005～2013年に留学ビザで学び、2013年9月時点で留学ビザを保有しないEU域外出身者165,800人の内、92,700人(56%)がドイツに留まったこと、さらに、表2の左側に示すとおり、2013年の専門技術者ビザ保有者の15.6%、研究者ビザ保有者の16.6%、EUブルーカード（一般）保有者の21.8%、EUブルーカード（人材不足

分野) 保有者の 40.5%が, 2005~2012 年に留学生であったと分析している。表 2 には示されないが, 他の EU 諸国からドイツへの流入人口は 2013 年に 70 万 8 千人に上る。

	ドイツ (EU域外出身者)				日本				
	2013年の ビザ保有 者(A)	2005~12 年留学ビザ 保有者(B)	元留学生 割合(B/A)	2013年の専門 的・技術的分野 就労ビザ発行数	主な専門的・ 技術的分野 就労ビザ	2013年の ビザ保有 者	2013年ビ ザ発行数 (C)	内, 元留 学生(D)	元留学生 割合 (D/C)
専門技術保有者(18a)	89,114	13,885	15.6%	17,185	技術	43,038	11,650	2,428	20.8%
元留学生用(18b)	2,669	2,558	95.8%		人文知識・国 際業務	72,319	20,222	7,962	39.4%
求職(18c)	104	24	23.1%	—	教育	10,076	1,954	51	2.6%
研究者	960	159	16.6%	444	医療	534	200	90	45.0%
研究者	960	159	16.6%	444	研究, 教授	5,720	4,544	741	16.3%
自営	3,721	372	10.0%	1,690	投資・経営				
自営元留学生用	77	76	98.7%						
フリーランス	5,115	1,190	23.3%						
高度人材	3,227	335	10.4%	27	高度人材ポイ ント制認定者				
EUブルーカード(一般)	6,303	1,376	21.8%	2,786					
EUブルーカード(人材 不足分野)	5,034	2,037	40.5%	1,865					
EUブルーカードによる 永住許可	940	263	28.0%	—					
合計	117,264	22,275	19.0%	23,997		145,560	41,981	11,784	28.1%

出典: BAMF(2013), BAMF(2014), 法務省(2013), 法務省(2014a), 法務省(2014b)に基づき筆者作成。
注1: ドイツの元留学生向けのビザとEUブルーカードは, 2012年より導入された。2013年のビザ発行数の内, 17,185人は滞在法第18条第4項に基づく専門技術保有者ビザの発行数である。
注2: 日本の2013年ビザ発行数(C)は, 法務省(2014a)の2013年の在留資格認定証明書交付人員と在留資格変更許可人員の合計。
注3: 高度外国人材ポイント制のビザ保有者数と発行数は, 2012年5月~2013年4月に高度人材として認定された者の数。

日本では, 2014 年に就労ビザへの変更が許可された留学生は 12,958 人であり (法務省, 2015), 国内進学者を除く卒業生の 44%が国内に就労したと推計される。表 2 の右側は 2013 年の専門的・技術的分野の就労ビザ保有者, ビザ発行数, 当該ビザへの変更許可を受けた留学生数を示している。ビザ保有者と発行数が最も多い「人文知識・国際業務」では, ビザ発行を受けた者の 39%が元留学生である。「技術」では元留学生割合は 21%とやや低い。高度人材ポイント制発足後 11 ヶ月間の認定者中の元留学生の割合は 44%に上る。

4. 日本への示唆

ドイツの高度人材受入れ政策と留学生への優遇策は, ドイツ留学の魅力を高め, ドイツでの就労を促進し, 技術人材ニーズを充足してきた。工学は日本でも強みのある分野であるが, ドイツに比べ理工系分野で学ぶ留学生の割合は少ない。卒業後の定着率もドイツより低く, 企業は海外に直接採用活動に行くなど, 技術人材の確保が十分に行えていない状況にある。ドイツ以上に急速な人口減少と技能人材不足が見込まれる中で, 日本でもその対応について国民的議論を行い, 包括的な高度人材受入れ政策を形成する必要がある。

<参考文献>

法務省(2014)「平成 25 年における留学生の日本企業等への就職状況について」法務省。

Hanganu, E. & Hess, B. (2014) Beschäftigung ausländischer Absolventen deutscher Hochschulen. BAMF: Nürnberg.

OECD (2013). *Recruiting Immigrant Workers: Germany 2013*. OECD Publishing, Paris.

OECD (2014) *Education at a Glance: OECD Indicators*. OECD Publishing, Paris.